注）. 申請・受取りには、本人（申請者及び代理人）確認ができる運転免許証等が必要です。

木造住宅の耐震診断員派遣・耐震改修の補助制度 ・ 申請の流れ

	岩国市	申請者	建築士会
耐震診断員派遣制度	審　査 ↓ 建築士会に派遣依頼	① 派遣申込書類の準備 □ 現地位置図　□ **本人確認書類** □ 建物図面 （任意ですが、調査・診断効率が上がります） □ 所有者と建築時期の確認できる書類 （下記のいずれか） 固定資産税の納税通知書 固定資産税評価証明書 （課税課） 登記事項証明書（全事項証明書） （法務局） 建築確認済証等 申請者が相続人の場合、所有者の死亡及び相続人である事が確認できる書類（戸籍謄本等） □ 完納証明書 （収税課） □ 委任状・確約書（それぞれ必要な場合） 委任者の本人確認書類の写しを添付してください。 □ 耐震診断員派遣申込書 （様式第1号） ② **耐震診断員派遣申込** 耐震診断員から調査日の連絡が直接行われます。 また、調査後の診断結果等の報告も直接行われます。	岩国市からの派遣依頼 ↓ 申込後約1ヶ月 耐震診断員選定

	岩国市	申請者	工事業者
耐震改修補助申請	審　査 ↓ 約2週間 交付決定通知書	③ 申請書類の準備 □ **本人確認書類** □ 所有者と建築時期の確認できる書類 （派遣制度共通） □ 耐震診断結果のコピー □ 上部構造評点を算出する建築士の免許証の写し □ 所属する建築士事務所の登録証明書又は登録通知書の写し □ 耐震改修計画書 （上部構造評点が確認できるもの） □ 耐震改修工事の内容が分かる図面 □ 耐震改修工事の見積書 （内訳明細付） □ 補助対象工事費チェックリスト □ 相手方登録申請書 □ 預金通帳のコピー □ 完納証明書 （同一年度に診断時は不要） （収税課） □ 委任状・確約書 （それぞれ必要な場合） 委任者の本人確認書類の写しを添付してください。 □ 建築物耐震化補助対象事業実施計画書 （様式第2-1号） □ 建築物耐震化促進事業費補助金交付申請書 （様式第1-1号） ※住宅金融支援機構の利子補給制度を利用する場合、補助金の申請と合わせて利用対象証明書の発行を申請してください。 ④ **補助金交付申請** 注記）. 決定通知書の発行以後でなければ、契約・工事着手は出来ません。 （事前着手が行われた場合は補助金の交付はできません。）	
工事の着手～完了	審　査 ↓ 約2週間 確定通知書	⑤ 工事業者の決定 ⑥ 工事完了確認 ⑦ 工事費の支払い ⑧ 報告書類の準備 □ 工事請負契約書のコピー　□ **本人確認書類** □ 領収書のコピー □ 工事写真 （施工前・施工中・完了時） □ 平面図 （改修前・改修後） □ 改修後の耐震診断結果報告書のコピー □ 建築物耐震化促進補助事業完了報告書 （様式第9-1号） ⑨ **補助事業完了報告** 所得税控除等の為に、住宅耐震改修証明書が必要な場合は申し出て下さい。	改修工事契約 ↓ 改修工事着手 □ 施工前写真の撮影 □ 施工中写真の撮影 □ 完了時写真の撮影 改修工事完了 注記）. 改修内容が確認できる写真 ※耐震改修に関する全ての箇所が必要
補助金請求	審　査 ↓ 約2週間 補助金の振込み （相手方登録口座）	⑩ 補助金交付請求書 （様式第11号） ⑪ **補助金交付請求書の提出**　□ **本人確認書類**	